

要緊急安全確認大規模建築物 耐震改修設計、耐震改修工事の補助制度の概要

要緊急安全確認大規模建築物の耐震化の促進を図るため、大阪府では、平成28年度より耐震改修設計、耐震改修工事の補助制度を新設し、補助を行う市町村に対して補助金を交付しています。申請手続きやご相談は、市町村窓口で受け付けます。

■主な補助要件

1. 以下の条件を満たすもの

(1) 要緊急安全確認大規模建築物で用途・規模が以下のものであること。

用途	補助対象建築物の規模
小中学校等	階数2以上かつ3000㎡以上
幼稚園、保育所	階数2以上かつ1500㎡以上
老人ホーム、老人短期入所施設等 老人福祉センター等	階数2以上かつ5000㎡以上
病院、診療所	階数3以上かつ5000㎡以上
ホテル、旅館	階数3以上かつ5000㎡以上 (防災協定・中小企業※)

※中小企業:資本金5千万円以下または従業員数200人以下

2. 昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手したものであること。

3. 市町村が建物所有者に対して耐震改修設計、耐震改修工事の補助を行うこと。

4. ホテル、旅館については、以下のすべてを満たすこと。

- ・建物所有者が、中小企業支援法に定める中小企業者であること
- ・建物所有者が、市町村と防災に関する協定（被災者等を受け入れる内容）を締結していること。

■補助の割合

【耐震改修設計】

国	府	市	所有者
1/2	1/6	1/6	1/6

限度額

区分	1,000㎡以内の部分	1,000㎡超 2,000㎡以内の部分	2,000㎡超の部分
㎡単価	3,670円/㎡	1,570円/㎡	1,050円/㎡

【耐震改修工事】

国	府	市	所有者
33.3%	5.75%	5.75%	55.17%

限度額

耐震改修工事： 51,200 円／㎡（Is 値が 0.3 未満の建築物は 56,300 円／㎡）

ただし、免震工法等を含む特殊な工法による場合は、83,800 円／㎡

- 補助申請については、国、府、市分を一括して市町村が窓口になります。
- 上記は市町村に対する府の補助制度であり、補助制度の内容等については府と異なる場合がありますので、建物の所在する市町村へお問合せください。

■補助の期限

令和 8 年 3 月 31 日までに完了報告を行うものであること。